

改正案	現行
<p>（業務） 第二十八条 機構は、第一条の目的を達するため、次の業務を行う。 一～七 （略） 八 高度通信・放送研究開発を行う者が当該高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。 九・十 （略） 2 （略）</p>	<p>（業務） 第二十八条 機構は、第一条の目的を達するため、次の業務を行う。 一～七 （略） 八 高度通信・放送研究開発を行う者が当該高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。 九・十 （略） 2 （略）</p>